

○質疑（三好委員） きょうの説明の中にはなかったのですが、再生可能エネルギーの普及拡大といった部分で何点かお伺いしたいと思っています。

県では、再生可能エネルギーの普及拡大を図るということで、中国電力グループと共同してメガソーラー発電事業に取り組んでおられます。そうした中で、電力買い取り制度の不公平性を緩和するというので、発電事業によって得られる収益を地域に還元するという方針を決められました。これまでもその検討内容等々、この委員会でも説明を受けたところでありまして、実際に来年度から地域還元事業を実施される予定だと聞いております。

そんな中でありますので、まずは、地域還元の方法について再度確認させていただきたいと思えます。お聞きいたしますと、その方法の1つは、省エネ設備の導入促進ということで、保育所や幼稚園の省エネ施設の導入を支援していくというもので、もう1つは、省エネ・節電活動の促進ということで、地域での先進的な省エネ活動を支援していくという、以上の2つの還元方法に絞り込まれたということをお聞きいたしております。

その中で、まず1つ目の省エネ施設の導入促進ということでありますけれども、もともと私自身、恐らくこのメガソーラー事業から得られる利益というのは、経費を差し引くとそんなに大きいものではないのだろうと思っておりますが、どこかの学校を1つか2つ選定して補助しておけばいいといった軽い思いでこのアナウンスを始めてしまいますと、希望者が多く出たときには、もともと不公平感をなくそうというところから出発している事業でありますから、その採択は大変難しいことになると思っておりますし、場合によっては不公平の上に不公平を重ねることになってはいけないと思っております。また、市立、町立の保育所や幼稚園は多数あり、それを補助する場合については回り回って県民も税金のメリットがあるということにつながりますけれども、私立であればその法人の電気代が安くなるということで、その辺の整合性をどう考えるのかといったこともあろうと思えます。省エネにつながるような県内企業の技術開発を促進して、その恩恵を県民全体が受けるといったようなこと、もしくは得られる利益に加えて、思い切って県の財源を投入してすべての学校を支援するというのであれば、すっきり腑に落ちるわけでありまして、今回のように一部の保育園や幼稚園等の省エネ施設の導入を支援するということにつきましては、その内容、ねらいや波及効果などについて、いま一つぴんとこないところがあるわけでありまして。

そこで、具体的に、まずその補助対象はどんな範囲なのか、またその設備の導入がどのようなものが対象となるのか、そして事業費はメガソーラーの発電事業から得られる利益の範囲に限定されるのか、希望者が複数出てきたときにはどのような基準で選定を行うか、以上の点について、まずは確認させていただきたいと思えます。

○答弁（環境政策課長） 収益還元事業につきましては、幼児の環境学習であるとか、子供を通じた家庭での省エネ促進が期待できるということから、保育園、幼稚園を設置する市町、社会福祉法人、学校法人などを補助対象として、省エネ型の空調機にあわせて増加する電力

を補うための太陽光発電等を設置するものを支援したいと考えているものでございます。

また、事業費の財源につきましては、還元事業であることから、メガソーラー事業から得られる収益のみを充てる計画でございます。

補助要望額が予算を超える場合には、省エネ効果が高いなどの明確な優先基準を設定した上で採択するとともに、採択できないものにつきましては、相手方と次年度以降への進度を調整するなど、公平性の確保された制度設計を考えていきたいと考えております。

なお、これらを含みます還元事業は20年にわたる長期的なものでございまして、中途でまた必要に応じて見直しを行いながら効果的に進めてまいりたいと考えております。

○要望・質疑（三好委員） 事業費については、利益の範囲だということに理解させていただきたいと思っております。また、空調機を設置していくのだということ、そして省エネ効果の高いところから明確な基準選定をつくるのだということに今確認させていただきました。その方向でどうぞよろしくお願いいたします。

私自身、さらに問題があると思っておりますが、2つ目に挙げました省エネ、節電活動の促進に対する支援ということでありまして、繰り返しになりますけれども、もともとこの事業の出発点は電力買い取り制度の不公平性を緩和するというものでありますから、先ほど申し上げましたように、例えば新たな技術や設備の開発等、補助を行って同じ電気代でこれまでよりも多くの電力を買い取れるようになるといった内容であれば理解できるわけですが、この事業では、入り口の部分が電力の買い取り制度の不公平性の緩和ときて、出口が節電活動の促進ということになりますから、よくよく考えてみますと、電力買い取り制度によってこれまでよりも高い価格で電気を買わなければならなくなった一般県民に対して、それに輪をかけて今度は電力自体を使わないようにしましよと、我慢して耐えることで電力も買わずに頑張りましょとということを誘導するわけでありまして、入り口と出口が全く逆を向いているのではないかという思いがいたします。

誤解のないように言いますけれども、家庭において節電していくということ、また、企業がコストを下げるために節電していくということはすばらしいことでもありますし、どうこう言う話ではないのですけれども、この事業の中でこうしたことをしていくということについて少々腑に落ちない点があります。節電することが正しいかどうかといった点につきましても、それぞれの主義主張があるのだらうと思っておりますけれども、もう少し今回の事業の整合性について整理していくことが必要ではないかということに個人的に感じております。

市町または団体等が地域で行う省エネ、節電の新たな取り組みを募集して、その活動を補助するというところでありますけれども、だれがどんなメリットを受けるのか、どうして電力買い取り制度の不公平性の緩和につながるのか、その点についてお伺いいたします。

○答弁（環境政策課長） 家庭におきます省エネは、地球温暖化防止の観点から、地域でできる取り組みとして、無駄なく、上手に、無理なく省エネに取り組む方法が実践されてお

まして、こうした省エネ活動を行う団体を支援することで広く県民が省エネの理解を深め、家庭での節電の取り組みが拡大することを考えております。再生可能エネルギーの導入に係る賦課金は、電力使用料に応じて電気料金とともに課金されます。このため、家庭における節電の取り組みが広がることで賦課金の低減を図ることができることから、県民の不公平性の緩和に資するものであると考えております。

○意見・質疑（三好委員） 承知いたしましたけれども、私は少し強引なような気がしております。

今、無理なく省エネということを言われましたけれども、子供たちが暑い中、エアコンをつけずに勉強したりとか、これから言いますが、生活に支障を来すというようなことは本末転倒だと私は思っています。省エネや節電が絶対的な正義だというような考えには、私は、以前から少し違和感を持っているわけでありましてけれども、特に行政がその発信を行う場合には、人々の生活、また、経済活動などの状況を慎重に勘案して、やるのであればしっかりと信念を持って取り組まなければならないことだと思えます。先ほども言いましたけれども、昨年は節電機運が過度に高まったために、エアコンの使用を控えて熱中症になった高齢者が続出した、また、子供たちが暑い中、汗をかきながら勉強しているといったこともよく報じられておりました。人の生活を豊かにするための電気を、しかもそれを容易に買うことができる状況であるのですが、暗にその使用を抑制して健康を害する、また生活に支障を来すということは、先進国にあつては本末転倒だと思っております。当然、電力が足りないという事態の中で、計画的な停電といったことについては国民一丸となって協力すべきであらうと思っておりますけれども、そうでない状況であるならば、やはり行政が行うということについては慎重に行っていく必要があるのではないかと思います。

先ほども地球温暖化ということを言われましたけれども、省エネと一対で語られるのが化石燃料の枯渇と地球温暖化ということでありまして。オイルショックのときに、あと30年で化石燃料がなくなると言われましたけれども、今も現状あるわけでありまして、それどころかアメリカのシェールガスのような新たなエネルギーも出てきております。また、地球温暖化につきましても、今さまざまなデータが出てきて一部で議論されているところでありますけれども、そういう中で、私たちははっきりしたデータを持っておりませんので、エネルギー政策については、まず正しいデータがきちんと提示されて、それを踏まえて国民的な議論を十分に行った上で決定していくべきものであると思えます。マスコミ感情や感覚だけで態度を決めるということがないようにしないといけませんし、国もそういう中ではベストミックスということで今将来を模索している状況でありますので、そういったところをしっかりと考えていかないといけないと思えます。

環境県民局が省エネや再生エネルギーの普及を進める立場だということとはよく理解しておりますし、そういった意味で、今回の地域還元再生エネルギー導入事業の全体像については大いに賛成するところでありまして、このことはさらに詳細な制度設計をしていただ

いて推進していただきたいと思いますが、せっかくの機会でありますので、本県のエネルギー利用についてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞きしておきたいと思っております。

○答弁（環境政策課長） エネルギーの利用を含むエネルギー政策全般につきましては、国民生活や経済活動に支障なく安定的なエネルギー供給がなされる必要があることから、国において基本的な方針を定め、国全体で取り組む必要があると考えております。環境県民局といたしましては、その国の方針に基づきまして、地球温暖化の観点から、地域特性を考慮しつつ、地域でできる身近な取り組みを進めてまいりたいと考えております。こうしたことから、エネルギーの利用に当たっては、エネルギー使用量を削減するための省エネルギーの取り組みを促進するとともに、エネルギー供給面においては、二酸化炭素の排出の少ない再生可能エネルギーの普及拡大を図ることが必要であると考えております。

○意見・要望（三好委員） 二酸化炭素の排出量を抑えるという技術を促進していくことは大いに賛成であります。電力の使用量を控えるということをおっしゃいましたけれども、それについては、どういうやり方をしていくのかは国で決められることであるので、それに呼応してしっかりと県も対応していくべきだと思っておりますが、焦ったアナウンスはされないほうがいいのではないかと考えております。

きょう申し上げたことをもう一度御検討もいただきまして、この事業について言いますと、入り口と出口の部分に少し整合性がないような気もいたしておりますので、またそこら辺のことを教えていただけたらと思っております。

そんな中で、幅広い視点で、商工労働局などもしっかりと意見を十分に交わしていただきまして、本県のエネルギー利用を考えていっていただきたいと思っております。